

吉岡町地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)

令和2年3月

吉 岡 町

吉岡町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）＜目次＞

第1章 計画策定の背景.....	1
(1) 地球温暖化問題に関する動向.....	1
第2章 基本的事項.....	3
(1) 事務事業編の目的.....	3
(2) 対象とする温室効果ガスの種類.....	3
(3) 計画期間.....	4
第3章 「温室効果ガス総排出量」の状況.....	5
(1) 「温室効果ガス総排出量」の算定範囲及び算定方法.....	5
(2) 「温室効果ガス総排出量」及び内訳.....	9
第4章 温室効果ガス総排出量の削減目標.....	12
(1) 目標年次における排出目標量.....	12
(2) 年度別排出目標量.....	13
第5章 目標達成に向けた取り組み.....	14
(1) 目標達成に向けた職員の具体的な取り組み.....	14
(2) 具体的な行動による二酸化炭素削減量.....	17
(3) 温室効果ガスの吸収作用の保全.....	19
第6章 計画の推進・進捗管理.....	20
(1) 推進体制.....	20
(2) 計画の評価方法.....	21
(3) 計画の進行・管理.....	21

第1章 計画策定の背景

(1) 地球温暖化問題に関する動向

地球温暖化対策実行計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「地球温暖化対策推進法」という。）に基づき、地球温暖化の危機的状況や社会にもたらす影響、気候変動の影響について、最新の科学的知見に基づく内外の信頼性の高い情報を、世代やライフスタイル等に応じて、分かりやすい形で住民に発信することで、地球温暖化に対する住民の意識改革と危機意識の浸透を図るとされています。

具体的には、地球温暖化対策を強化しなければ、将来人々や生態系にとって深刻で広範囲にわたる不可逆的な影響が生じる可能性が高まることなどの影響や地球温暖化対策の必要性を、多種多様なメディア媒体や人から人への直接伝達等を通じて継続的に発信することで、気候変動問題の一層の理解や自発的な地球温暖化対策の実践につなげるとされています。

I. 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されているほか、我が国においても平均気温の上昇、暴風、台風等による被害、農作物や生態系への影響等が観測されています。

地球温暖化対策推進法第1条において規定されているとおり、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準で大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ、地球温暖化を防止することは人類共通の課題とされています。

地方公共団体においては、地域住民の生活に関連の深い様々な施策を実施していることから、地域レベルで気候変動及びその影響に関する観測・監視を行い、その地域の気候変動の影響評価を行うとともに、その結果を踏まえて、各地方公共団体が関係課局間で連携し推進体制を整備しながら、自らの施策の中に対応を組み込む等、総合的かつ計画的に取り組むことが重要であるとされています。

II. 国際的な動向

2018年12月、ポーランドのカトヴィツェにおいてCOP24が開催され、2015年のCOP21で決定された「パリ協定」の細則が決まりました。2020年以降、パリ協定の下で各国が気候変動に対処していくことになり、2019年スペインのマドリードで開催されたCOP25ではその詳細について議論がされました。

パリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、先進国と途上国という枠を超え、温室効果ガス削減に向けて自国の決定する目標を提出し、目標達成に向けた取組みの実施を規定しており、国際的な枠組みとして画期的なものと言えます。

III. 国内の動向

- (1) 政府は2016年5月、地球温暖化対策推進法に基づき、地球温暖化対策計画及び政府実行計画を閣議決定しました。地球温暖化対策計画は、我が国の地球温暖化対策に関する総合計画で、パリ協定や2015年7月に国連に提出した「日本の約束草案」を踏まえ、2030年度の中期目標として、温室効果ガスの排出を2013年度比26%削減するとともに、長期的目標として「2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指す」としています。また、事業者、国民等が講ずべき措置に関する基本的事項や、目標達成のために国及び地方公共団体が進めるべき施策等についても記載しています。
- (2) 群馬県では2015年3月に、群馬県における温室効果ガスの削減目標とその実現のため施策を示した「群馬県地球温暖化対策実行計画」を改訂しました。その中で、2020年における群馬県の温室効果ガス排出量を2007年比、14%削減を目標としました。

【地球温暖化対策の推進に関する法律（一部抜粋）】

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

第2章 基本的事項

(1) 事務事業編の目的

「吉岡町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」は、吉岡町の事務・事業に関し自らが事業者・消費者として温室効果ガスの排出抑制等に取り組むことにより、地球温暖化対策の推進を図ると共に、町の率先的な取り組みを町民及び事業者に示すことによって、普及啓発を行うことを目的とします。

事務事業編は、地球温暖化対策推進法第21条に基づき、都道府県及び市町村並びに特別区並びに一部事務組合及び広域連合に策定と公表が義務付けられており、地方公共団体が実施している事務・事業に関し、「温室効果ガスの排出量の削減」と「温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化」に取り組むための計画です。

(2) 対象とする温室効果ガスの種類

事務事業編の対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に定められた下記の7種類の物質です。このうち、事務事業編で「温室効果ガス総排出量」の算定対象となる温室効果ガスは、三フッ化窒素を除く6種類となります（地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号。以下、「地球温暖化対策推進法施行令」という。）第3条第1項）。

温室効果ガス	地球温暖化係数(*1)	本計画	主な活動
二酸化炭素 CO ₂	1	対象	我が国における温室効果ガス排出量の9割以上占めています。石油、LPガス等の化石燃料の燃焼、電気の使用（供給元での発電）により発生します。
メタン CH ₄	25	対象	ボイラー(*2)、家庭用機器等での燃料の燃焼、自動車の走行、し尿処理施設や浄化槽等により発生します。
一酸化二窒素 N ₂ O	298	対象	
ハイドロフルオロカーボン HFC (*3)	1,430	対象	自動車のカーエアコン等の冷媒に使用されています。
パーフルオロカーボン PFC	7,390	対象外	鉄道用整流器に内蔵されています。該当する設備が無いため、算定対象外とします。
六フッ化硫黄 SF ₆	22,800	対象外	受変電設備の電気機械器具に封入されています。該当する設備が無いため、算定対象外とします。

(*1) 各温室効果ガスが地球温暖化をもたらす効果の程度を、二酸化炭素を1とする比で表したものです。

(*2) 石油や都市ガスなどの化石燃料を使用する場合には算定の対象外、木材、木炭使用の場合に対象となります。

(*3) ハイドロフルオロカーボンのうち(HFC-134a)が対象となります。(地球温暖化対策推進法施行令第1条及び第2条)

(3) 計画期間

本計画の期間は2018年度（平成30年度）を基準年度とし、2020年度（令和2年度）から2029年度（令和11年度）までの10年間とします。ただし、中間年度である2024年度（令和6年度）において中間見直しを行い、温室効果ガス排出量の再計算や目標達成状況を点検し、計画書を再作成します。

なお、計画期間中の技術的進歩や社会情勢の変化、計画の進捗状況等を踏まえて、必要に応じて見直しを行うこととします。

計画の期間

2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031
(基準年)	計画策定	吉岡町地球温暖化対策実行計画											
						中間見直し					計画策定	次期計画	

第3章 「温室効果ガス総排出量」の状況

(1) 「温室効果ガス総排出量」の算定範囲及び算定方法

本計画では、庁舎及び出先機関を含めた全ての組織及び施設等に係る事務・事業を対象とします。また、指定管理者制度等により町有施設の管理一切を民間事業者・法人等に委託している施設等（管理は委託しているものの、町が燃料費・電気料を直接支出している場合を除く）や温室効果ガス排出量の数値的把握が困難な外部委託工事等については本計画の対象範囲外とします。この場合、温室効果ガスの排出抑制等の措置が可能なものについては、受託者に対して必要な措置を講ずるよう要請します。

①対象とするエネルギー及び算出される温室効果ガス

エネルギー	単位	二酸化炭素 (CO ₂)	メタン (CH ₄)	一酸化二窒素 (N ₂ O)	ハイドロフル オロカーボン (HFC)
化石燃料					
ガソリン	L	○	—	—	—
軽油	L	○	—	—	—
灯油	L	○	○	○	—
A重油	L	○	—	—	—
LPG(*1)	kg	○	○	○	—
電力					
電気使用量	kWh	○	—	—	—
自動車の走行					
ガソリン車	km	—	○	○	—
ディーゼル車	km	—	○	○	—
自動車の台数					
エアコン使用車	台	—	—	—	○
汚水処理					
し尿処理施設	m ³	—	○	○	—
浄化槽	人	—	○	○	—

(*1) LPG の使用量が請求書等において体積 (m³) で表示されている場合は、以下の係数 (産気率) によりkgへ換算します。

$$\bullet \text{LPG 重量(kg)} = 1,000/458(\text{kg/m}^3) \times \text{LPG 体積(m}^3\text{)}$$

②温室効果ガス排出量の算定方法

(「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン Ver. 1.0」平成29年3月 環境省)

二酸化炭素排出量 (kg-CO ₂)
<ul style="list-style-type: none"> 化石燃料 (ガソリン、軽油、灯油、A重油) $\text{使用量(L)} \times \text{単位発熱量(MJ/L)} \times \text{炭素排出係数(kg-C/MJ)} \times 44/12$
<ul style="list-style-type: none"> 化石燃料 (LPG) $\text{使用量(kg)} \times \text{単位発熱量(MJ/L)} \times \text{炭素排出係数(kg-C/MJ)} \times 44/12$
<ul style="list-style-type: none"> 電力 $\text{電気の使用量(kwh)} \times \text{二酸化炭素の排出係数(kg-CO}_2\text{/kwh)}$
メタン排出量 (kg-CH ₄)
<ul style="list-style-type: none"> 定置式のガス機関 (LPG) $\text{使用量(kg)} \times \text{単位発熱量(GJ/kg)} \times \text{メタン排出係数(kg-CH}_4\text{/GJ)}$
<ul style="list-style-type: none"> 家庭用機器 (灯油) $\text{使用量(L)} \times \text{単位発熱量(GJ/L)} \times \text{メタン排出係数(kg-CH}_4\text{/GJ)}$
<ul style="list-style-type: none"> 家庭用機器 (LPG) $\text{使用量(kg)} \times \text{単位発熱量(GJ/kg)} \times \text{メタン排出係数(kg-CH}_4\text{/GJ)}$
<ul style="list-style-type: none"> 自動車の走行 $\text{走行距離(km)} \times \text{メタン排出係数(kg-CH}_4\text{/km)}$
<ul style="list-style-type: none"> 浄化槽 $\text{処理対象人員(人)} \times \text{メタン排出係数(kg-CH}_4\text{/人)}$
一酸化二窒素排出量 (kg-N ₂ O)
<ul style="list-style-type: none"> 定置式のガス機関 (LPG) $\text{使用量(kg)} \times \text{単位発熱量(GJ/kg)} \times \text{メタン排出係数(kg-N}_2\text{O/GJ)}$
<ul style="list-style-type: none"> 家庭用機器 (灯油) $\text{使用量(L)} \times \text{単位発熱量(GJ/L)} \times \text{メタン排出係数(kg-N}_2\text{O/GJ)}$
<ul style="list-style-type: none"> 家庭用機器 (LPG) $\text{使用量(kg)} \times \text{単位発熱量(GJ/kg)} \times \text{メタン排出係数(kg-N}_2\text{O/GJ)}$
<ul style="list-style-type: none"> 自動車の走行 $\text{走行距離(km)} \times \text{メタン排出係数(kg-N}_2\text{O/km)}$
<ul style="list-style-type: none"> 浄化槽 $\text{処理対象人員(人)} \times \text{メタン排出係数(kg-N}_2\text{O/人)}$
ハイドロフルオロカーボン排出量 (kg-HFC)
<ul style="list-style-type: none"> 自動車の台数 $\text{使用車数(台)} \times \text{ハイドロフルオロカーボン排出係数(kg-HFC/台)}$

③温室効果ガス総排出量(t-CO₂)の算定

「温室効果ガス総排出量」は、上記で求めた4種類のガスの排出量に、各ガスの地球温暖化係数を乗じて、これを合算することにより求められます。地球温暖化係数とは、ガスの温室効果の強さがその種類によって異なっているため、二酸化炭素(CO₂)を1(基準)として、各ガスの温室効果の強さを数値化したもので、地球温暖化対策推進法施行令第4条に定められています。

$$\begin{aligned} \text{温室効果ガス総排出量(t)} = & \quad \text{二酸化炭素(CO}_2\text{)総排出量(t)} \\ & + \text{メタン(CH}_4\text{)総排出量(t)} \times 25 \\ & + \text{一酸化二窒素(N}_2\text{O)総排出量(t)} \times 298 \\ & + \text{ハイドロフルオロカーボン(HFC)総排出量(t)} \times 1,430 \end{aligned}$$

④対象となる施設

No.	施設名称	主管部署
1	町役場庁舎	企画財政課
2	コミュニティーセンター	企画財政課
3	町営住宅	建設課
4	消防団詰所	総務課
5	児童館	健康子育て課
6	シルバー人材センター	介護福祉課
7	地域福祉交流拠点施設	介護福祉課
8	保健センター	健康子育て課
9	公園等	産業観光課、建設課
10	公園管理棟	産業観光課
11	公民館（文化会館・文化財センター・図書館）	教育委員会事務局
12	体育館（屋外運動場・プール）	教育委員会事務局
13	小学校（明小・駒小）	教育委員会事務局
14	中学校（吉中）	教育委員会事務局
15	給食センター	教育委員会事務局
16	下水道マンホールポンプ	上下水道課
17	処理場（小倉、上野田、北下・南下）	上下水道課
18	浄水場（第1、第2、第3、上ノ原）	上下水道課

(2) 「温室効果ガス総排出量」及び内訳

基準年度である平成30年度（2018年度）の温室効果ガス排出量は以下のとおりです。

①温室効果ガス排出量

算出年度	温室効果ガス排出量 t-CO ₂
平成30年度（2018年度） ※本計画の基準年度とする。	1,878.42

②項目ごとの詳細排出量 CO₂（二酸化炭素）、CH₄（メタン）、N₂O（一酸化二窒素）、HFC-134a（フロン）

調査項目	使用量	単位	CO ₂		CH ₄		N ₂ O		HFC-134a	
			排出係数	排出量 (tCO ₂)	排出係数	排出量 (tCH ₄)	排出係数	排出量 (tN ₂ O)	排出係数	排出量 (kg-HFC)
ガソリン	16,033.2	L	0.00232	37.20						
灯油	25,463.2	L	0.00249	63.40						
軽油	1,805.9	L	0.00258	4.66						
A重油	76,000.0	L	0.00271	205.96						
LPG	1,385.0	kg	0.003	4.16						
東京電力	3,043,613.0	kwh	0.000455	1,384.84						
下水汚泥	166.6	t					0.00109	0.181594		
自動車の走行(ガソリン)	178,217.6	km			-	0.002032	-	0.004299		
自動車の走行(ディーゼル)	37,490.0	km			-	0.000597	-	0.000900		
浄化槽による水処理	5,550.0	人			0.00059	3.274500	0.000023	0.127650		
廃棄時	1.8	kg							1	1.8
計				1,700.22		3.27712843		0.314443		1.80

③二酸化炭素換算

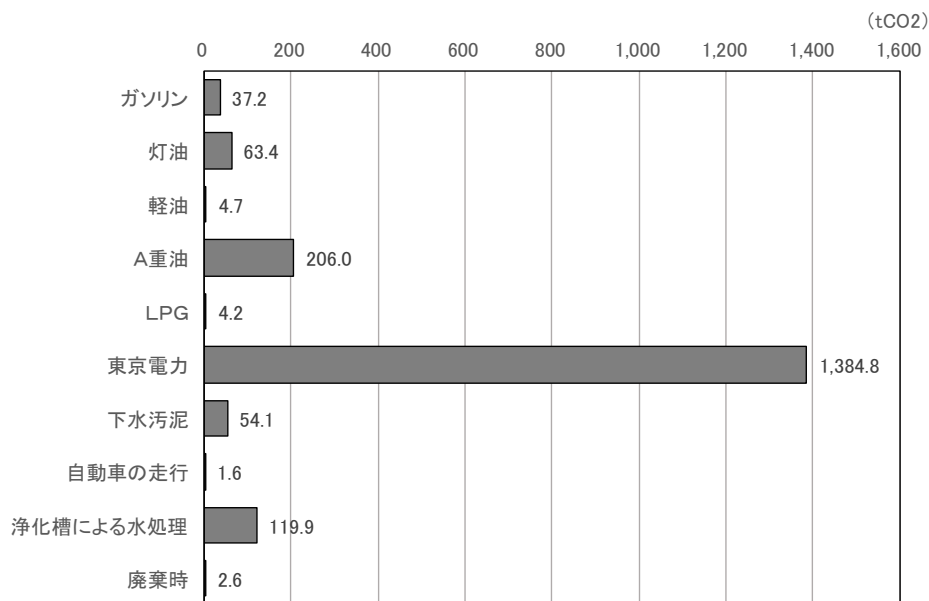
物質名	排出量	温暖化係数	排出量(tCO ₂)
tCO ₂	1,700.22	1	1,700.22
CH ₄	3.277128	25	81.93
N ₂ O	0.314443	298	93.70
HFC	1.8	1.43	2.57
総排出量			1,878.42

(*1) 地球温暖化係数：温室効果ガスそれぞれの温室効果の程度を示す値です。

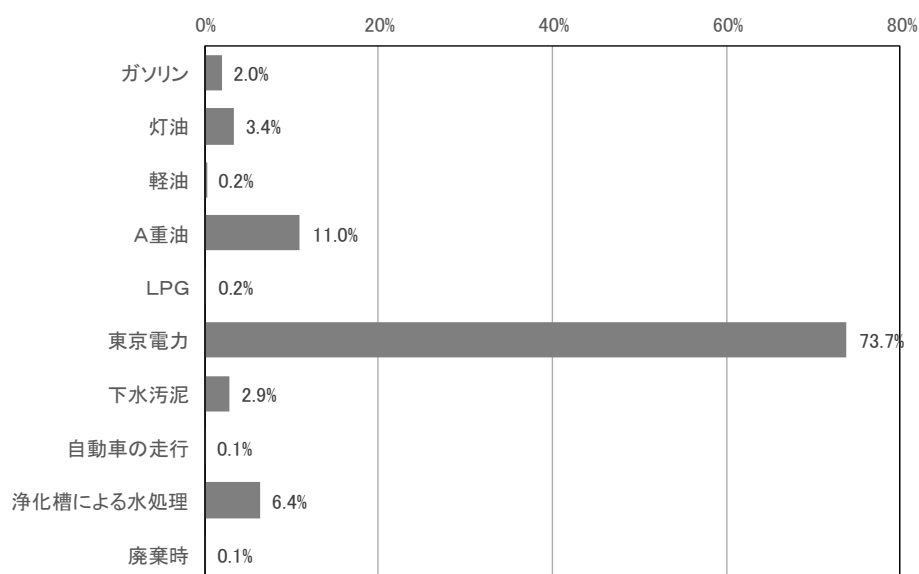
④項目別二酸化炭素排出量

項目別 CO₂ 排出量は、電気の使用による排出が 1,384.8t-CO₂ であり、排出量全体の 73.7%を占めています。また、化石燃料では、A重油が 206.0t-CO₂ で 11.0%を占めています。電気の使用で約 7割を占めていることから、電気使用量を重点的に削減することで効率よく温室効果ガスの削減を目指します。

項目別排出量



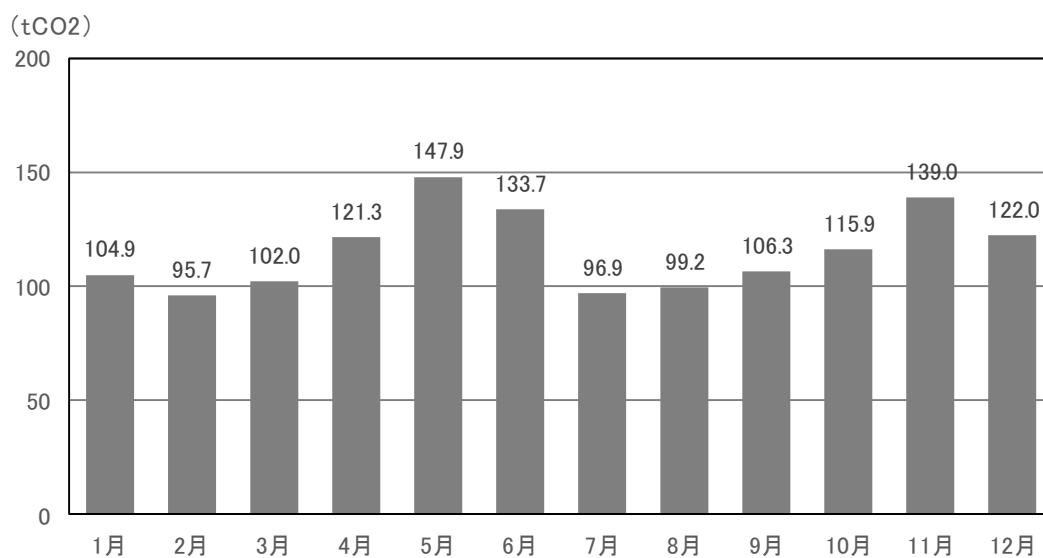
項目別排出割合



⑤電気使用による二酸化炭素排出量

本町で最も排出量の多い電力使用量での月別二酸化炭素排出量を見ると、5月が最も多く、総じて4月～6月における二酸化炭素排出量が多い傾向にあります。その後、7月・8月の夏場は減少し、10月以降再び増加傾向となっています。

電力使用による二酸化炭素排出量

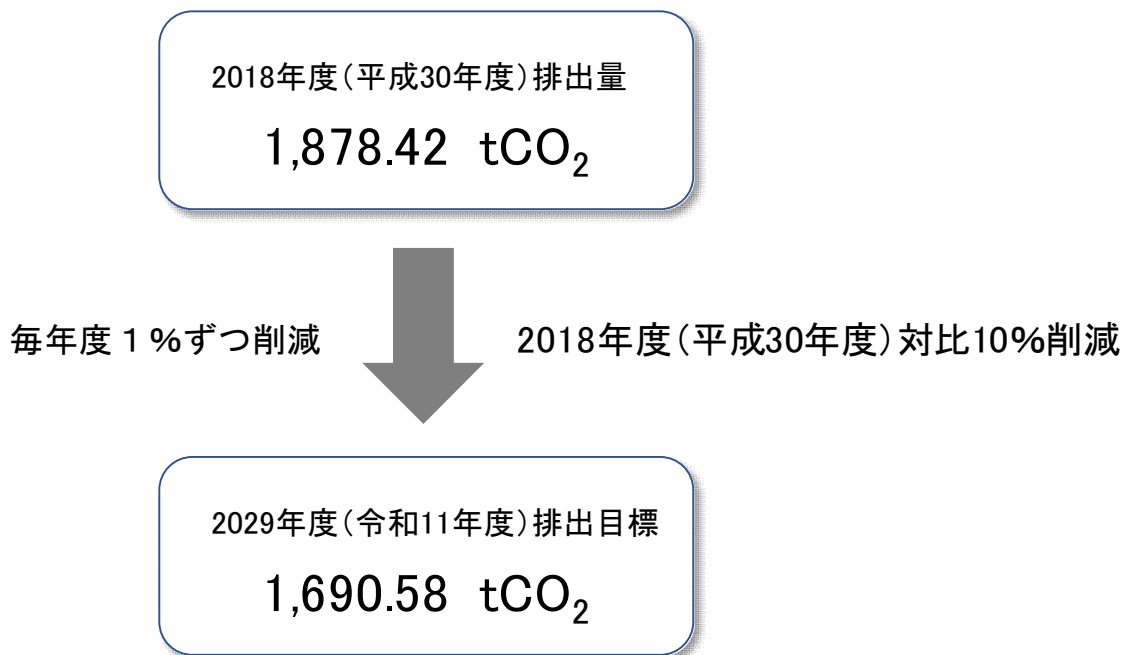


第4章 温室効果ガス総排出量の削減目標

(1) 目標年次における排出目標量

2018年度（平成30年度）における温室効果ガスの排出量に対し、目標年度2029年度（令和11年度）での削減目標値を示します。

目標数値達成には、日々の業務の中で省エネルギーを心がけ、電力と化石エネルギー等を用いないことによる削減を考慮したものとします。



※「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（本編）（H29.3 環境省）」によると、削減目標値については2030年において、2013年比40%削減（概ね年間2.3%削減）とされています。本計画においては、基準年度を2018年としているため、約10年間で40%の削減となると年4%の削減となってしまいます。よって、本計画策定時においては、10年間で年間1%ずつの削減を目標とし、中間年度である2024年度に実施する中間評価の結果によっては削減目標量を増加させ、環境省マニュアルに近い削減割合となるようにします。

(2) 年度別排出目標量

計画年次における排出量目標値は基準年比 10%削減となっており、毎年 1%ずつの削減を目指します。よって、計画期間中の排出目標量は以下のとおりとなり、中間評価等で排出量を確認する中で、目標を達成した場合は、より目標値を高く設定し、役場全体で省エネルギーを推進します。

【年度別排出目標量】

年度	排出目標量	備考
2018 年度 (平成 30 年度)	1,878.4 tCO ₂	基準年
2020 年度 (令和 2 年度)	1,859.6 tCO ₂	
2021 年度 (令和 3 年度)	1,840.9 tCO ₂	
2022 年度 (令和 4 年度)	1,822.1 tCO ₂	
2023 年度 (令和 5 年度)	1,803.3 tCO ₂	
2024 年度 (令和 6 年度)	1,784.5 tCO ₂	中間評価年
2025 年度 (令和 7 年度)	1,765.7 tCO ₂	
2026 年度 (令和 8 年度)	1,746.9 tCO ₂	
2027 年度 (令和 9 年度)	1,728.2 tCO ₂	
2028 年度 (令和 10 年度)	1,709.4 tCO ₂	
2029 年度 (令和 11 年度)	1,690.6 tCO ₂	計画目標年

第5章 目標達成に向けた取り組み

(1) 目標達成に向けた職員の具体的な取り組み

地球温暖化対策に関する施策は、庁内の関係各課と連携を図りながら、効率的に推進していきます。また、さまざまな施策や広報などによる情報提供を通して、住民や事業所にも取り組みを啓発し、町全体で温室効果ガス削減を目指します。

町では、職員一人ひとりが省エネルギーを心がけ、電力及び化石燃料等の使用抑制を図り、例えば、物品などは購入から使用中、廃棄に至るそれぞれの段階で温室効果ガスの排出抑制を意識し実行していくことが大切です。

町の事務及び事業における温室効果ガス排出量の削減目標を達成するため、以下の取り組みを進め、温室効果ガスの削減を目指します。

職員の重点取り組み項目

削減項目	具体的な取り組み内容
①施設等におけるエネルギーの使用の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の節電運動の定着化など、ソフト面での取り組みを実施します。 ・クールビズやウォームビズなどを励行し、空調温度の適正化を図ります。 ・照明については、勤務時間前後や昼休みなど必要な照明以外の消灯に努めます。また、窓際などは自然光を取り入れ、業務に支障のない範囲で消灯します。 ・パソコンやプリンターなどのOA機器は、昼休みや長時間使用しない時には電源を切るなど待機電力の削減に努めます。また、退庁時には可能な範囲でコンセントを抜くなど待機電力を削減します。 ・職員はエレベーター使用を控え原則禁止とします。 ・機器の更新の際は省エネ機器を優先して購入します。 ・断熱、遮熱フィルムを導入しエアコン等の使用量削減を推進します。 ・人感センサー等を導入し、電気のつけっぱなし等を防止します。
②公用車使用における環境負荷の軽減（ガソリン・軽油の使用量の削減、走行距離の短縮）	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関の利用を推進し、公用車の利用抑制に努めます。 ・公用車の使用にあたっては、アイドリングストップに努め、エコドライブを推進します。（急発進、急加速等の防止） ・公用車の更新を随時進め、ハイブリッド車、電気自動車の導入を検討します。 ・近距離の外出、出張の場合は、公用車の適正利用に努めます。

削減項目	具体的な取り組み内容
③グリーン購入対策	<ul style="list-style-type: none"> ・グリーン購入指針に基づいた製品調達を推進します。
④ごみ排出抑制、リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・廃プラスチックの焼却量を減らすため、住民に対してごみの分別の徹底を呼びかけるとともに、職員が率先して分別や減量化、資源化に努めます。 ・再生利用や長期使用が可能な製品を購入するなど、廃棄物の発生を抑制し、また、廃棄時の方法まで考慮し製品を選びます。 ・コピー等は両面印刷を徹底し、用紙類の使用削減に努め、印刷ミスした用紙類は、裏面を再利用します。また、封筒の再利用に努めます。
⑤町有施設等の建設、施設・設備の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光や地中熱などを活用した再生可能エネルギーの導入に努めます。 ・空調設備などの設置については、エネルギー効率の高い機器の導入に努めます。また、夏季は日よけ等を設置し、節電を推進します。 ・照明設備については、点灯時間等を考慮しながら、LED照明など消費電力の少ない設備の導入を推進します。また、個別電源への切り替え等に努めます。 ・防犯灯のLED化を推進します。 ・既設の建物の建て替え時には、BEMS（ビルディング・エネルギー・マネジメント・システム）(*1)やZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）(*2)等省エネルギー型の建築等を検討します。 ・施設の壁面や敷地への植栽等、周辺の緑化を推進します。 ・節水を励行し、水道使用量の削減に努めます。トイレ等の雑用水や周辺緑化の水やりには雨水の活用ができるよう雨水貯留槽などの設置に努め、雨水の有効利用の推進に努めます。
⑥その他	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地の保全や町内の緑化など、温室効果ガスの吸収源の確保に努めます。 ・住民、企業が緑の保全などヒートアイランド現象の抑制に対し、貢献、推進できるよう啓発します。 ・地球温暖化に対する仕組みや影響を周知し、抑制に貢献できる取組みを普及啓発します。 ・緑の役割、効用について周知し、住民の草花や緑などに対する創出意欲の高揚を図ります。また、建築物の壁面、敷地などにおいて緑のカーテンなどの緑化を推進します。 ・公共交通機関の利用に関する普及啓発を推進します。 ・「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）」に基づき、「温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する方針」を検討し、温室効果ガス等の排出削減に配慮した契約を推進します。

- (*1) 建築物全体での徹底した省エネルギー・省 CO₂ を促進するため、エネルギーの使用状況を表示し、照明や空調等の機器・設備について、最適な運転の支援を行うビルの管理システムです。
- (*2) 先進的な建築設計によるエネルギー負荷の抑制やパッシブ技術の採用による自然光・風などの積極的な活用、高効率な設備システムの導入等により室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、エネルギー自立度を極力高め、年間のエネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物です。

(2) 具体的な行動による二酸化炭素削減量

地球温暖化対策は職員一人ひとりの小さな取り組みの積み重ねが大きな効果を生むものになります。

日常生活や事業活動、経済活動のさまざまな場面ごとに求められる取り組みについて、以下のような具体例を示します。

【二酸化炭素削減量の目安】

行 動	二酸化炭素削減量
テレビを見ないときは消す。	13g
1日1時間パソコンの利用を減らす。 (デスクトップ型パソコン)	13g
主電源をこまめに切って待機電力を節約する。	65g
夏の冷房時の設定温度を26℃から28℃に2℃高くする。	83g
冬の暖房時の設定温度を22℃から20℃に2℃低くする。	96g

(※数字は、1人1日当たりの削減量。出典：全国地球温暖化防止活動推進センター)

【二酸化炭素削減量の目安】

行 動	ガソリン 節約量	二酸化炭素削減 量
ふんわりアクセル「eスタート」。	84ℓ	193kg
タイヤの空気圧不足(-0.5kg/cm ²)を 適正に調節する。	23ℓ	53kg
10分間のアイドリングをやめる。	47ℓ	108kg
不要な荷物を(10kg)をおろす。	2.5ℓ	5.8kg

(※数字は、1年間の削減量。出典：全国地球温暖化防止活動推進センター)

【二酸化炭素削減量の目安】

行 動	二酸化炭素削減量
炊飯器の保温をやめる。	37g
ガスコンロの炎をなべ底からはみ出さないように 調節する。	5g
冷蔵庫にものを詰め込み過ぎない。	18g
冷蔵庫を壁から適切な間隔で設置する。	19g

(※数字は、1人1日当たりの削減量。出典：全国地球温暖化防止活動推進センター)

【二酸化炭素削減量の目安】

行 動	二酸化炭素削減量
シャワーの利用時間を1日1分短くする。	74g
風呂の残り湯を洗濯に使いまわす。	7g
入浴は間隔をあけずに行う。	86g
使わないときは温水洗浄便座のフタを閉める。	15g

(※数字は、1人1日当たりの削減量。出典：全国地球温暖化防止活動推進センター)

(3) 温室効果ガスの吸収作用の保全

温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化のための措置として、森林吸収源対策の推進が挙げられます。対象としては、町内の森林とし、以下の対策を推進していきます。

■森林吸収源対策

吸収源対策	主な対策と措置
健全な森林の整備	必要な間伐の実施や、育成複層林施業、長伐期施業等による多様な森林整備の推進
	林道など森林作業道が適切に組み合わされるとともに、自然環境の保全にも配慮した路網の整備
	自然条件等に応じた伐採と広葉樹の導入等による針広混交林化等の推進
保安林等の適切な管理・保全等の推進	保安林制度による規制の適正な運用、保安林の計画的指定、保護林制度等による適切な保全管理やNPO等と連携した自然植生の保全・回復対策の推進
	山地災害のおそれの高い地区や奥地荒廃森林等における治山事業の計画的な推進
	森林病虫獣害の防止、林野火災予防対策の推進
効率的かつ安定的な林業経営の育成	森林所有者・境界の明確化、森林施業の集約化の推進
都市緑化等の推進	道路、河川・砂防、町営住宅、町施設等における緑化
	建築物の屋上などの新たな緑化空間の創出

地球温暖化対策実行計画（事務事業編）では森林による吸収量の算定方法は定められておらず、吸収量を「温室効果ガス総排出量」から控除することはできません。しかし、自らの「温室効果ガス総排出量」は削減されずとも、社会全体として温室効果ガスの排出量の削減に向け、当該措置を推進していきます。

第6章 計画の推進・進捗管理

社会情勢や経済情勢の変化など町の環境を取り巻く状況は刻々と変化しています。本計画の適切な推進は、こうした状況の変化を的確に捉え、施策や具体的な取り組みへ反映させることが重要です。

そこで計画の実効性を高めるために、以下のような推進体制と進行管理の仕組みにより計画を実行します。

(1) 推進体制

① 庁内組織

本計画の推進に際しては、広範多岐にわたる各種の地球温暖化防止対策を総合的、計画的に実施するため、全庁的な推進体制の整備を検討し、関係課による情報交換や相互理解を深め、役割分担についての合意形成に努めます。

② 関係機関及び関係団体などとの連携

地球温暖化防止対策を総合的に実施するためには、全部署及び、関係機関の協力が必要です。従来からの関連機関・団体との連携を充実していくとともに、事業の実施を通して、それぞれの地域団体などとの協力体制の構築を図ります。

(2) 計画の評価方法

本計画を推進するために、中間年度及び最終年度における全体的な評価だけでなく、年度ごとに排出量を算出し、評価・点検し、課題を整理していきます。

計画の中間年度である 2024 年度（令和 6 年度）に中間評価を行い、設定した目標値の達成状況を把握し、次に目指していくべき方向性を見出し、さらなる地球温暖化防止のための計画づくりに生かしていきます。さらに、計画最終年度である 2024 年度（令和 11 年度）には、10 年間の取り組みを検証し、次期計画の課題を把握するとともに、新たな地球温暖化対策を検討します。

(3) 計画の進行・管理

本計画を具体的かつ効率的に推進していくためには、国、県などの関係行政機関、近隣自治体との連携を強化することが必要不可欠です。

町は、「地球温暖化対策実行計画 PDCA（Plan・Do・Check・Action）サイクル」を構築し、計画通りに実施できたかを点検し、改善策を講じながら、PDCA サイクルを回していきます。